

「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務の委託に関する文書」及び「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト進撃の巨人コラボ企画実施業務の委託に関する文書」部分公開決定

第 1 審査会の結論

令和 2 年 4 月 30 日付けで愛媛県知事（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定は、妥当である。

第 2 審査請求に至る経緯

1 公文書公開請求

審査請求人は、令和 2 年 4 月 15 日、愛媛県情報公開条例（平成 10 年愛媛県条例第 27 号。以下「条例」という。）第 6 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対し、「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務の委託に関する文書」及び「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト進撃の巨人コラボ企画実施業務の委託に関する文書」について公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

2 請求に対する決定

実施機関は、本件公開請求に対し、令和 2 年 4 月 30 日付けで部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

非公開とした部分は、「委託事業者の代表者印の印影、取引銀行名、口座情報、担当者名、電話番号等」、「企画競争で落選した企業の名称、住所、代表者名、社印及び代表者印の印影、実績に関する情報、担当者名、メールアドレス等」、「動画制作のオーディションで落選した役者の氏名、写真等」、「予定価格、企画競争の審査員名」で、理由は、①条例第 7 条第 2 項第 1 号に該当、特定の個人が識別されることで、個人の権利利益を害するおそれがあるため、②条例第 7 条第 2 項第 2 号に該当、法人に関する情報を公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、③条例第 7 条第 2 項第 6 号に該当、契約に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるためである。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和 2 年 5 月 5 日、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対し審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 実施機関の説明の要旨

実施機関が弁明書で主張する部分公開とした理由は、おおむね次のとおりである。

1 公文書部分公開決定に係る対象文書（以下「本件公文書」という。）の内容

審査請求人が部分公開決定の取消しを求める本件公文書は、「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト準備業務の委託に関する文書」及び「愛媛県戦略的情報発信プロジェクト進撃の巨人コラボ企画実施業務の委託に関する文書」である。

2 本件公文書を部分公開とした理由

- (1) 本件公文書のうち、「委託事業者の担当者名、電話番号」、「企画競争で落選した企業の担当者名、メールアドレス」、「動画制作のオーディションで落選した役者の氏名、写真等」については、個人に関する情報である。

条例第7条第2項第1号本文の規定により、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的に記載され、若しくは記録され、又は音声、動画その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。以下同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は公開しないとされ、ただし、『「法令、条例若しくは実施機関の規則（規程を含む。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「当該個人が公務員等である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分」は除く。』となっている。

- (2) 本件公文書のうち、「委託事業者の代表者印の印影、取引銀行名、口座情報」、「企画競争で落選した企業の名称、住所、代表者名、社印及び代表者印の印影、実績に関する情報」については、法人等に関する情報である。

条例第7条第2項第2号本文の規定により、「法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体、地方独立行政法人及び公社を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は公開しないとされ、ただし、「人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」となっている。

- (3) 本件公文書のうち、「予定価格、企画競争の審査員名」については、県の機関が行う事務又は事業に関する情報である。

条例第7条第2項第6号本文の規定により、「県の機関、国の機関、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人又は公社が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」は公開しないとされている。

- (4) 審査請求人は、「本件処分は、条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号の解釈適用を誤った違法な処分である」と主張して、非公開部分の全部公開を求めているが、個人に関する情報については、特定の個人が識別されることで、その個人の心身の状況に関する情報、経歴や社会活動に関する情報が明らかになる可能性があることから、

個人の権利利益を害するおそれがある。

また、法人等に関する情報については、契約した企業の経理に関する情報や、落選した企業の経営上のノウハウが公になることで、法人等の事業活動等が損なわれる可能性があり、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

さらに、県の機関が行う事務又は事業に関する情報については、予定価格等の契約事務に関する情報が公になることで、今後の同種の業務発注及び契約において公平・公正な事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある。

(5) 以上のとおり、本件公文書に記録されている情報のうち、非公開とした部分は条例第7条第2項第1号本文、第2号ア及び第6号イに規定する情報に該当することから非公開と判断したものであり、本件処分に何ら違法や不当な点はない。

第4 審査請求の内容

1 審査請求の理由

本件処分は、条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号の解釈適用を誤った違法な処分であるから、全部公開をすべきである。

第5 審査会の判断の理由

1 本件審査請求の内容について

本件審査請求の対象となっている公文書は、上記第3の1のとおりである。

また、本件処分において、実施機関が部分公開とした理由は、上記第3の2のとおりである。

これに対し、審査請求人は、上記第4の1のとおりであるとして、本件処分の取消しを求めているところであり、以下、実施機関による本件処分の妥当性について検討する。

2 本件処分に係る具体的な判断

(1) 本件公文書について

当審査会において、本件公文書を見分したところ、実施機関が非公開とした「企画競争で落選した企業の名称、住所、代表者名、社印及び代表者印の印影、実績に関する情報、担当者名、メールアドレス等」には、「企画競争で落選した企業の提案内容」及び「企画競争を辞退した企業の名称、住所、代表者名、社印及び代表者印の印影、実績に関する情報」が含まれていることを確認した。このため、当該情報についても検討を行う。

(2) 条例第7条第2項第1号の該当性について

本号は、個人の尊厳及び基本的人権を尊重し、個人のプライバシーを最大限に保護するため、特定の個人が識別できる情報は、原則として非公開とすることを定めたものである。

ア 「委託事業者の担当者名、電話番号」、「企画競争で落選した企業の担当者名、メールアドレス」、「動画制作のオーディションで落選した役者の氏名、写真等」について
当該情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの

であることは明らかであり、本号に該当する。また、法令等の規定や慣行により公にされ、又は公にすることが予定されている情報、若しくは人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報ではないため、本号ただし書きア、イのどちらにも該当しない。

よって、当該情報は条例第7条第2項第1号に該当し、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(3) 条例第7条第2項第2号の該当性について

本号は、法人等の事業活動の自由、競争上の地位その他の正当な利益を尊重し、保護する観点から、公にすることにより法人等の正当な利益を害するおそれがある情報については、公益性確保の観点から公にすることが認められる情報を除き、非公開とすることを定めたものである。

ア 「委託事業者の代表者印の印影、取引銀行名、口座情報」について

当該情報は、法人等が事業活動を行う上での重要な内部管理に属する情報であり、当該法人等が積極的に公表しているものではなく、また、取引関係にある特定の者のみが知りうる情報であることから、当該情報を当該法人等の意思にかかわらず公開すれば、これによって法人等の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない。

よって、当該情報は条例第7条第2項第2号に該当し、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

イ 「企画競争で落選した企業の名称、住所、代表者名、社印及び代表者印の印影、実績に関する情報」及び「企画競争を辞退した企業の名称、住所、代表者名、社印及び代表者印の印影、実績に関する情報」について

当該情報は、企画競争で落選又は企画競争を辞退した法人等に関する情報である。企画競争で落選又は辞退したとの情報は、当該法人等の事業活動に直接関係するものであり、通常、当該法人等にとって、競合他社等には知られたくない情報であり、秘匿したい情報であると認められる。また、これらのことが公になった場合、当該法人等全体に対する評価に影響を与えるおそれがあることは否定できないと考えられる。当該情報は、公開した場合に落選又は辞退した企業名が明らかとなる情報であり、これによって当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない。

よって、当該情報は条例第7条第2項第2号に該当し、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

ウ 「企画競争で落選した企業の提案内容」について

提案内容は、当該法人等が企業努力を積み重ねて得た技術的・経営的ノウハウや知見、独自のアイデア等を結集して作成したものであると考えられ、すべてをありのままに公開した場合、競合他社等によるアイデアの流用や模倣が行われるおそれもあると考えられる。また、当該法人等は、提案が不採用となり実施機関と契約できていな

いのであるから、このような不利益を受忍しなければならない立場にはない。したがって、当該情報は、公開することにより、当該法人等の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められる。

また、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報には該当しない。

よって、当該情報は、条例第7条第2項第2号に該当し、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(4) 条例第7条第2項第6号の該当性について

本号は、公にすることにより、県の機関等が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報は、非公開とすることを定めたものである。

ア 「予定価格」について

「予定価格」は、県の機関等が契約を締結する際に、その契約金額を決定する基準として、あらかじめ設定するもので、実質的に契約金額の上限を示すものであり、事前に察知された場合には、入札等において公平な競争が行われなくなるおそれがある。

実施機関が非公開としている「予定価格」は2件で、どちらも業務委託契約に係るものである。当審査会において実施機関に確認したところ、業務委託の契約に係る予定価格については、公共工事の歩掛に相当するような積算基準が存在しないため、過去の同種・同様な委託業務についての契約実績等を考慮するなどの方法により、予定価格を設定しているとのことであった。このため、たとえ過去の予定価格であっても、当該業務委託に係る予定価格が公開された場合には、今後、同種・同様な業務委託契約に際し、入札等参加業者において、同価格を基に予定価格を推測することが容易になることは否定できず、入札等参加業者の真剣な見積もり努力を阻害することや、予定価格直下への入札価格の集中をもたらすおそれが生じるなど、将来の入札等事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、条例第7条第2項第6号に該当し、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

イ 「企画競争の審査員名」について

当審査会において、本件公文書を見分し、実施機関に確認したところ、実施機関は、本件処分により企画競争の審査員の役職及び氏名が記載された文書を公開している。一方で、各審査員が企画提案を評価・採点した審査表の個票及びその結果を集計した一覧表に記載された審査員の氏名については非公開としている。これは、審査員として審査に当たった者は公開するが、各審査員が企画提案に対してどのような評価・採点を行ったかについては非公開とするものである。

企画競争は、通常、各審査員が企画提案に対してどのような評価を行ったかを公表することを前提とせず実施しているものと思われるが、各審査員の企画提案に対する評価・採点内容が公開されることとなれば、今後実施される企画競争の審査員となった者は、自分が企画提案に対して、どのような評価・採点をしたのかが公になるとの想定のもとで評価・採点を行うこととなる。そのような状況下では、審査員が自由かつ率直な評価・採点を行うことが妨げられ、公平・公正な審査が行われなくなるおそれがあることから、当該情報を公開した場合、企画競争に係る事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

よって、当該情報は、条例第7条第2項第6号に該当し、非公開とした実施機関の処分は妥当である。

(5) 条例の解釈適用について

審査請求人は、審査請求書において、実施機関の本件処分は、条例第7条第2項第1号、第2号及び第6号の解釈適用を誤った違法な処分であると主張しているが、当審査会において本件処分の妥当性を検討した結果、実施機関が条例の解釈適用を誤っているとは認められず、違法な処分とは言えない。

3 まとめ

以上の理由により、当審査会は、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の審議等の経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

審査会の審議の経過

年 月 日	処 理 内 容
令和3年3月11日	諮問
令和3年5月18日	審査会（第1回審議）
令和3年8月6日	審査会（第2回審議）

答申に関与した委員（五十音順）

氏 名	現 職	備 考
妹 尾 克 敏	松山大学法学部教授	会 長
武 田 秀 治	弁護士	
豊 島 徳 子	元人権擁護委員	
光 信 一 宏	愛媛大学法文学部教授	